

令和元年度 東京大学入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	令和2年3月16日(月)13:00～14:30 東京大学施設部(本部棟9階) 大会議室	
委員	委員長 清水 幹裕 (弁護士) 委員 蟹澤 宏剛 (大学教授) 委員 竹内 啓博 (公認会計士・税理士)	
審議対象期間	平成31年1月1日から令和元年12月31日までに契約締結した案件	
抽出案件(合計)	5 件	(備考) 今回の審議対象期間においては、再苦情の申立ては無し。 抽出案件の個別審議に当たっては、委員長を含む全委員が全案件の審議を行った。
工 事	4 件	
一般競争入札	4 件	
随意契約	0 件	
設計・コンサルタント業務	1 件	
公募型プロポーザル方式	1 件	
随意契約	0 件	
委員からの意見・質問およびそれに対する回答等	意見・質問	
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申または勧告の内容	なし	

質 問	回 答
<p>1. 東京大学において発注した建設工事及び設計・コンサルタント業務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府調達案件で例年より平均落札率が下がったようだが何か要因はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・低入札があったことによる。政府調達の件数が少ないので、影響が出た。
<p>2. 再苦情申し立て状況報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	
<p>3. 談合情報等報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし。 	
<p>4. 審議対象工事及び設計・コンサルティング業務の抽出について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし。 	
<p>5. 建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出条件の審議について</p> <p>①(本郷)総合研究博物館改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争参加資格で求めた工事实績について、資格無しとした5者の工事を全面改修工事ではないとした判断はどのようなことか。 ・低入札の理由として挙げられている、隣接する改修工事とは何のことか。 ・同種の工事でも建物が異なれば別の発注とするのが方針か。 <p>②医学部附属病院中央診療棟1検査部等改修電気設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争参加者1者が施工実績における建物用途(病院・診療所)が条件に合致せず不合格となったということだが、具体的にどのようなことか。 ・総合研究博物館改修工事では地域要件に山梨県が入っていたが、本件にないのはなぜか。 ・竣工はいつか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資格無しとした5者については、耐震補強工事の延長線上で施工面積を算出していたため認められなかった。 ・医学部5号館改修工事のことである。 ・そのとおりである。 ・保健所及び子ども総合センターの実績を挙げてきたが、診療所機能を持つ面積が不足していたため資格無しとなった。 ・年度の途中から、参加者拡大の狙いで山梨県を加えた。特に効果が無ければ、見直すこともあり得る。 ・令和3年3月である。工区毎に調査をすることや、停電は日曜日にしかできない等、調整が難しい工事である。

質 問	回 答
<p><u>③(柏Ⅱ)総合研究棟(情報系)新営その他機械設備工事</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格を積算する上で、何者から見積を取るのか。 ・参加者全者の応札が低かったのは何か原因があるのか。 ・公告日数が25日と長いのは理由があるのか。 ・総合評価落札方式における技術点と価格点の比率は。 ・技術点が3位の提案者が落札者となることは問題はないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカー3者から見積を取り、本学が設定してる査定率を掛けている。 ・発注見通し情報を公開しており、その中で規模が一番大きく注目されていた工事であったので、各者準備をしていたと思われる。 ・本件は総合評価落札方式であり、参加者に施工計画を求めるため長めの期間を設定している。 ・技術点が30点、価格点は$100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$で得た値を加算している。 ・技術点が1位の者と比較して、点差は小さいので、問題はない。
<p><u>④(三崎)総合研究棟(海洋生物学系)新営その他工事</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回目の公告が1月だが、時期が遅かったということはないのか。 ・2回目の公告で、入札辞退が出た理由は。 ・随意契約にした理由は。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計の進捗状況により1月となった。1回目の公告では7者が競争に参加しているので、時期的に遅くはなかったと考える。 ・時期的に、他機関との入札が重なり、技術者が他の案件に決まってしまったことによる。 ・競争に付しても入札者がいないときにあたり、不落随契となる。
<p><u>⑤(岐阜県神岡)神岡宇宙素粒子国際共同研究拠点新営(建築・設備)設計業務</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易型プロポーザル方式とは、評価の高いところと交渉をして、予定価格に収まっていれば契約という流れか。 ・設計の受注者の選定方法は全て上記のような方法か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・そのとおりである。 ・軽微な設計を委託する場合は一般競争入札の場合もある。